



撤去事業費等補助金

豊明市ブロック塀

令和3年（2021年）4月1日から
建替え※を行う方へ追加の補助を行います！

※ 危険な塀の撤去に伴い安全な生垣やフェンス等を新設すること

倒壊の危険性のあるブロック塀等を 撤去する方へ補助金を交付します！

対象 以下の要件をすべて満たすもの

- ・ 豊明市内にあるもの
- ・ 道路、公共施設に面しているもの
- ・ 高さ 60cm を超えるもの （基礎、土留め部分除く）

補助額 **最大36万円**（①+②）

① **撤去に対する補助**（最大20万円）

- ・ 補助事業に要する経費（工事費）
- ・ 撤去するブロック塀等の延長 1m 当たり 2万円 を乗じて得た額
→ 上記のいずれか少ない額の 3分の2 が補助されます

② **建替えに対する補助**（最大16万円）

- ・ 補助事業に要する経費（工事費）
- ・ 新設する生垣やフェンス等の延長 1m 当たり 2万円 を乗じて得た額
→ 上記のいずれか少ない額の 3分の2 が補助されます

△注意△

補助金の申込みを行う前に工事を実施された場合、補助の対象になりません。
その他、補助金の交付には各種条件がありますので、必ず事前にご相談ください。

↓ 当補助金に関することは下記までお問い合わせください ↓

豊明市役所 防災防犯対策課

TEL 0562-92-8305 FAX 0562-92-1141
E-mail bousai@city.toyoake.lg.jp